

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育、就労・雇用、交通・住宅・環境などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策にかかわる関係部局間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

推進に当たっては、庁内関係課長で組織する「次世代育成支援行動計画等推進検討会」を設置し、個別事業の進行管理や部局間の総合調整等を進めます。

(2) 市民や関係機関・団体との協働・連携

本計画の推進に当たっては、地域でのきめ細やかな取組が重要であるため、市民や企業など様々な観点からの参画・連携を図る必要があります。さらに、毎年度において計画の進行管理を行い、進捗状況を把握、評価、検証し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていく仕組みが必要です。

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、市民、教育・保育など関係機関・団体の代表、知識経験者等で組織される「宝塚市子ども審議会」を設置しています。本計画の策定・推進に当たっても、同審議会を協議・調整の場として位置づけており、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けて、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性をより一層高めていきます。

また、本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、子ども・子育て支援に関して主体的な取組を行う市民団体・グループ、地域社会、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、ボランティア、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの個人、団体などと相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。

2. 計画の進行管理

本計画に基づく各施策の実施状況については年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえて施策の充実・見直しについて検討を行うなど、計画の総合的かつ円滑な推進に努めます。

本計画の進捗状況については「宝塚市子ども審議会」へ報告し、内容の確認と今後の子ども施策の方向性についての意見聴取を行います。また、広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民への周知に努めることなどを通じ、幅広い意見を聴取しながら施策の一層の推進に努めます。

この計画の推進に当たっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能なかぎり着実な推進に努めます。

なお、本計画に掲げた施策、事業の目標等は、国における今後の施策動向、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業^{*P.114}の動向などを踏まえて、適宜見直しを行うものとします。